

日本放送協会 会長殿
日本放送協会 放送局長殿

NHK関係者自宅訪問等の拒否通知書

当方は、NHK関係者の自宅訪問や電話による会話を拒否しています。その理由は以下の通りです。

- 1、放送法第64条に規定されている放送の受信について契約をする予定はありません。
- 2、放送法第64条に定められた「協会の放送を目的とする受信設備」を現在設置していません。
また、NHK関係者がその事実を確認するため、自宅内部や自宅敷地内に立ち入ることもプライバシー及び安全上の理由により拒否いたします。
- 3、自宅を訪問するNHK関係者には、過去に殺人や性的等の犯罪者も複数おり身の危険を強く感じます。また、訪問者による身分詐称、詐欺の事件も発生しております。
- 4、また、NHK関係者が多数の不祥事を起こし続けている事実、及び、それに対する報道姿勢や再発防止措置の有効性に対しても強い不信感があります。
- 5、現在NHKと「放送受信契約」を結んでおりませんので、受信料を支払う予定もありません。

これらの理由により、NHK関係者が当方の自宅敷地内への侵入および、電話発信を行わないよう周知徹底していただき、処置を講じてください。

また、当方自宅周辺にて契約の勧誘や支払いの請求等を目的として、大きな声で騒いだり、インターホンを鳴らす、扉を叩く、張り紙や文書の投函をするような迷惑行為も一切禁止するよう徹底してください。

なお、当方は防犯上の理由により、約束のない訪問者に対しては機器による撮影や録音を行っています。また、上記の迷惑行為を止めない者に対しては即刻警察に通報します。

万一、放送法第64条に定められた「受信契約」が必要になる場合でも、インターネット、コールセンターといった身元の確実な相手や方法にて契約しますので、それ以外は一切拒否します。

以上

住所：

世帯主